

インターネットの利用に関する校内運用基準

岡山市立操南小学校

1 本基準の趣旨

この基準は、「岡山市立学校園におけるOA機器の運用及び管理に関する要領（平成18年4月17日教育長決裁）」並びに「岡山市立学校園の情報教育におけるインターネット利用要領（平成18年4月17日教育長決裁）」に基づき、岡山市立操南小学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 インターネット利用の目的

児童及び教職員は、次の各号に掲げる事項を目的としてインターネットを利用することができる。この他に新たな事項が発生した場合は、岡山市教育委員会関係課と協議する。

- (1) 各教科や特別活動での学習
- (2) 地域社会との連携
- (3) PTA活動
- (4) 教職員の研修
- (5) 国際理解教育の推進
- (6) 国内及び海外の学校園及び諸機関との交流

3 個人情報保護（発信とその範囲）

- (1) インターネットで個人情報を送信あるいは発信する場合、児童本人及び保護者の同意を前提とする。また、その範囲は必要最小限のものとする。
- (2) Webページ上では、児童氏名、住所、電話番号、生年月日、その他の個人情報は発信しない。
- (3) Webページ上で、児童の作品、活動の成果、写真を発信する場合は、個人が特定できないように配慮する。
- (4) 児童等及び教職員は、受信した個人情報について、相手方の人権を侵害するような編集・加工をしてはならない。また、再発信はしない。
- (5) インターネットを利用して児童等の個人情報を特定の相手に対して送信する場合においても、住所、電話番号、生年月日は送信しない。

4 教職員による児童等の指導の徹底

- (1) 教職員は、著作権等の知的財産権及び肖像権に配慮し、インターネットにおける基本的なモラルに留意するとともに、児童等の情報モラルの涵養を図る。
- (2) 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。
- (3) 児童がインターネットを利用する際には、必ず教師の指導・確認・指示のもとに行う。

5 禁止事項等

- (1) 次に掲げる情報を発信してはならない。
 - ア 個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報
 - イ 他人(団体含む)を誹謗、中傷すると認められる情報
 - ウ 他人に財産的不利益又は精神的苦痛を与えると認められる情報
 - エ 不当な差別を助長するおそれがあると認められる情報
 - オ その他、学校教育において不適切と認められる情報
- (2) ネットワークに接続したパソコン等の機器、公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与える行為、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。
- (3) インターネットを通して得られた情報における知的財産権を侵害してはならない。
- (4) 学校園内のOA機器及びインターネットを営利目的に使用してはならない。

6 校内規定の見直し

インターネット環境の進展に伴い、本基準に示した事項に見直しの必要が生じたときには、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

7 Webページ上での基準の明記

本基準をWebページ上で必ず明記するものとする。

附則

この運用基準は、平成18年4月30日から施行する。